

# 新型コロナウイルス感染症の感染を防止するため、イベントなどを中止・変更する場合があります

## 令和2年国勢調査の調査員募集



- ①市が主催する説明会への出席
- ②担当調査区内の世帯の確認、訪問
- ③調査の説明と調査書類の配布
- ④調査票の回収(郵送・オンライン回答した世帯は不要)
- ⑤調査関係書類の整理、市への提出

10月1日を基準日として、令和2年国勢調査が全国一斉に実施されます。国勢調査は国内に住む全ての人と世帯を対象として行う国の最も重要で大規模な統計調査であり、日本の人口・世帯の実態を明らかにすることを目的に、大正9年(1920年)の第1回調査以来、5年に1度実施され、今回の調査は100年の節目を迎えます。

▽対象 市内在住の20歳以上の方で、秘密を守り、責任を持って仕事ができる方(警察、税務、選挙事務に従事している方を除く)

▽業務内容 8月中旬から10月下旬まで、次の業務に従事していただきます。

▽報酬 2調査区(100世帯程度)を担当した場合で、約7万円程度(報酬金額は担当調査世帯数で異なります)

▽申込み方法 4月30日(木)(必着)までに総務課で配布している申込書に記入の上、直接窓口にお持ちください。

※申込書は、市ホームページからダウンロードできます。

※詳しくは、「国勢調査20200キャンペーンサイト」(<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020campaign/>)をご覧ください。

▽申込み・問合せ 総務課庶務係(土曜・日曜日、祝日を除く)

## 福祉などに関する計画を策定しました



▽あきる野市地域保健福祉計画 市の保健福祉に関する総合的な指針として、「笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして」を基本理念に、地域の保健福祉を推進するための目標や施策を定めました。

▽あきる野市自殺対策推進計画 自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」であり、国の定める「自殺総合対策大綱」や東京都の「東京都自殺総合対策計画」の趣旨を踏まえて策定し、市の自殺対策を進めるための基本理念や施策を定めました。

▽あきる野市子ども・子育て支援総合計画 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、

## 風しん抗体検査・予防接種ワクチン費用の公費助成



風しんは、免疫の無い女性が妊娠中に感染すると、赤ちゃんの目や心臓などに障害が与える先天性風しん症候群になる可能性があります。先天性風しん症候群の発生防止を目的として費用を助成します。

▽抗体検査 ①昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの男性 \*抗体検査・風しん予防接種のクーポン券を利用して、風しんの抗体検査を公費で受けられます。抗体検査の結果、十分な量の抗体がない方は予防接種も公費で受けられます。

\*昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれまでの男性には、昨年5月に令和2年3月31日まで利用できるクーポン券を送付していますが、未使用の方は、有効期限にかかわらず引き続き使用できます。

▽実施期間 ①令和4年3月31日まで ②令和3年3月31日まで

▽実施場所 ①厚生労働省のホームページに掲載されている全国の医療機関 ②市指定の市内医療機関

▽配布・申込み・問合せ 健康課予防推進係(直通558・1191)

※昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれまでの男性には、令和2年度に市からクーポン券を送付します。

\*クーポン券が届いていない方、紛失された方は、連絡してください。

②妊娠を予定、希望する女性(市内在住19歳以上の方)

③妊婦の同居者(市内在住19歳以上の方)

④妊娠を予定、希望する女性の同居者(市内在住19歳以上の方)

\*すでに風しんワクチン(混合ワクチンを含む)を2回以上接種している方、当予防接種事業で予防接種をすでに受けている方を除きます。

▽風しん予防接種 抗体検査により低抗体者であると判明し、接種を受けると判定 \*検査結果の写しを添付してください。

▽申込み方法 ①申込み不要です。市から送付されたクーポン券を利用してください。

②健康課で配布している申込書に必要な事項を記入の上、送付するか直接窓口にお持ちください。

※市ホームページからダウンロードできます。

▽配布・申込み・問合せ 健康課予防推進係(直通558・1191)

●抗体検査 \*①④：全額 \*②③：全額

\*②③④：風しんワクチン：3千円、麻しん風しん混合ワクチン：5千円

▽その他 ②から④までの方の風しん予防接種は、指定医療機関の定める接種費用のうち、助成額を除いた額が自己負担額です。

また、医療機関で接種費用が異なり、初診料などがかかる場合がありますので、事前に確認してください。

●生活保護受給者と中国残留邦人等支援給付受給者の方は、全額免除になりますので、受給者証明書を接種時に医療機関へ提出してください。

▽申込み方法 ①申込み不要です。市から送付されたクーポン券を利用してください。

②健康課で配布している申込書に必要な事項を記入の上、送付するか直接窓口にお持ちください。

※市ホームページからダウンロードできます。

▽配布・申込み・問合せ 健康課予防推進係(直通558・1191)

## 令和2年度 定期予防接種



各予防接種の対象年齢になった方がいる世帯に必要な書類を送付します。

※出生届・転入届をされた方には翌月郵送します。

▽個別接種 B型肝炎、ヒブ、小児用肺炎球菌、4種混合、不活化ポリオ、水痘、麻しん・風しん、ジフテリア・破傷風、日本脳炎、子宮頸がん

▽集団接種 BCG

※BCGの定期予防接種の対象年齢は、生後5か月から、生後1歳に至るまでの間の方です。該当する方には、事前にはがきで最寄りの接種会場をお知らせします。

▽日本脳炎予防接種の勧奨と特例接種 日本脳炎の予防接種は、国の実施要領に基づき実施しています。勧奨対象者は、接種に必要な予診票などを送付しますので、指定医療機関で接種してください。

▽申込み方法 ①申込み不要です。市から送付されたクーポン券を利用してください。

②健康課で配布している申込書に必要な事項を記入の上、送付するか直接窓口にお持ちください。

※市ホームページからダウンロードできます。

▽配布・申込み・問合せ 健康課予防推進係(直通558・1191)

※第1期勧奨対象：平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの方(3歳になる方)

※特例第5条対象未接種者：平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれの方(18歳になる未接種の方)

※特例の接種は、積極的な勧奨が差し控えられていた期間に第1期(初回2回接種、追加1回接種)、第2期(1回接種)の接種が終了していない方に対して、接種機会を確保するための措置で、定期の予防接種として取り扱い、接種費用は公費で負担します。特例の対象は生年月日、接種歴で異なりますので、お問い合わせください。

▽その他 定期の予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病などで定期予防接種の機会を逃した方は、快復時から2年を経過するまでの間に接種する場合は、特例措置で定期の予防接種として取り扱える場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

▽申込み・問合せ 健康課予防推進係(直通558・1191)

③戦没者などの父母、孫、祖母、兄弟姉妹 \*戦没者などの死亡当時、生計関係があること等の要件で、順番が入れ替わります。

④前記①から③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

▽申込み・問合せ 福祉総務課(直通558・1191)

## 戦没者などの遺族の方へ 第11回特別弔慰金の請求の受付を開始しました



戦没者などの遺族の方へ 第11回特別弔慰金の請求の受付を開始しました

▽受付期間 令和5年3月31日まで

▽支給内容 額面25万円、5年

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法の弔慰金受給権を取得した方

②戦没者などの子

償還の記名国債

▽対象 戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方(戦没者などの妻や父母等)がいない場合、次の順番で遺族1人に支給します。

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法の弔慰金受給権を取得した方

②戦没者などの子

③戦没者などの父母、孫、祖母、兄弟姉妹 \*戦没者などの死亡当時、生計関係があること等の要件で、順番が入れ替わります。

④前記①から③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

▽申込み・問合せ 福祉総務課(直通558・1191)